

## びん 第1木曜日

- びん(無色・茶色)(飲料・食用のもの)

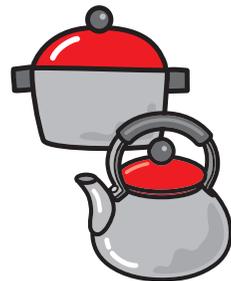


ビールびん・一升びん  
ドリンクびん  
コーヒーのびんなど割  
れていても出せます。

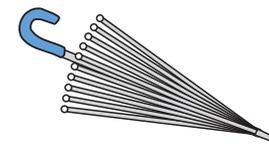
※くもり・色付き・印刷付き  
のびんは、「ガラス類」の日  
に出して下さい。

## 金属類 第3木曜日

- スチール缶
- やかん・鍋・バケツ
- 電気コード(電線)
- 小型家電
- 傘のほね



※コードを切断して下さい。



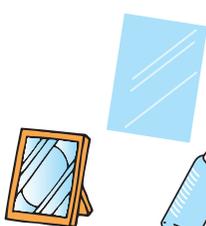
※傘の生地(布やビニール)は  
取り外し、「廃棄プラスチック」  
の日に出して下さい。

## ガラス類 第2木曜日

- 茶碗・コップ
- びん(無色びん・茶びん以外のびん)  
化粧品のびん



- 皿・植木鉢・花瓶・急須(陶器)
- 耐熱ガラス(灰皿・哺乳瓶・ワンカッ  
プなど)・鏡・窓ガラス・白熱電球



※割れたガラス、びんなどの危険なものは透明又は半  
透明の袋に入れ「キケン」と書いて出して下さい。

## 有害ごみ 第4木曜日

- 蛍光灯・電球型蛍光灯・  
水銀体温計
- 電池  
(乾電池・蓄電池)
- ライター



※割らないように出して下さい。  
ガムテープを巻かないで下さい。



※可燃ごみに混ぜて  
出さないで下さい。



※必ず使いきって  
ガスの無い状態  
で出して下さい。

- スプレー缶  
(コンテナかごへ)

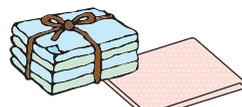
※スプレー缶は必ず使  
い切ってコンテナかご  
へ直接  
出して  
下さい。



※スプレー缶以外は中身が見えるビニール袋に入れて出して下さい。

## 裁断布 6月・9月・12月・3月の第4木曜日

- シーツ・布製マット
- 資源回収に出せない布(カーテンなど)
- 汚れのひどい衣類



40cm四方に  
切った物をしぼる

※有害ごみと混ぜないで下さい。

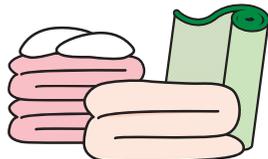
※40cm以下に切断し、  
紐で束ねてコンテナ  
カゴに出して下さい。



40cm四方に  
切った物をしぼる

# 粗大ごみ（一辺が40cmを超えるもの） ※ごみステーションには出せません ◎出し方は次ページ参照

●布団・毛布・ござ



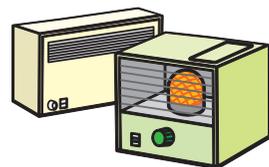
※布団は1回で10枚までです

●机・こたつ・椅子・座椅子



※材質ごとの分解が必要です

●石油ストーブ・ヒーター



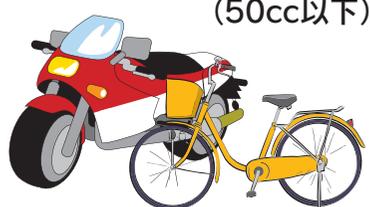
※灯油は必ず抜いて空にして下さい

●ベッド・マットレス・ソファ

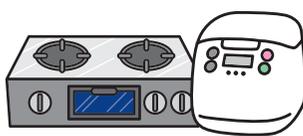


※スプリング等分解が必要です

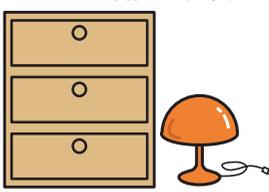
●自転車・一輪車・三輪車・バイク (50cc以下)



●ガスレンジ・炊飯器



●タンス・照明器具等(家具類)



※タンスは金具等分解が必要です

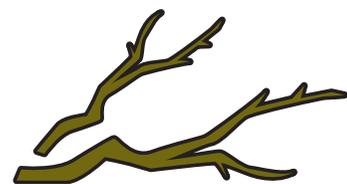
●掃除機・扇風機



●ゴルフクラブ・スキー板・ストック

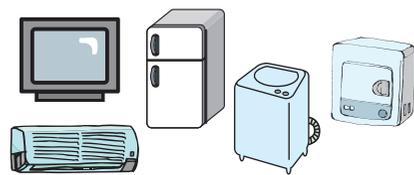


●木の枝(※長さ40cm超・2m以下、直径5cm程度のものまで)



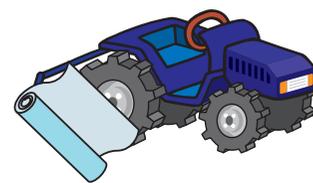
# 小川地区衛生組合に搬入できないもの（各種販売店・施工業者・廃棄物専門業者にご相談下さい）

●家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵(凍)庫、洗濯機・衣類乾燥機)



(21ページ参照)

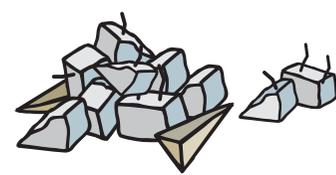
●農機具・農業用ビニール



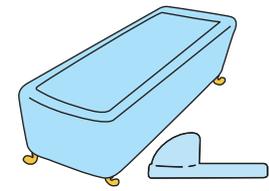
●タイヤ・バッテリー・消火器



●石・がれき・コンクリート

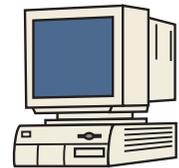


●ポリ浴槽・便器



●パソコン

(21ページ参照)



●ガスボンベ・廃油



●自動車用部品・オートバイ



●ピアノ



●農薬・毒物・劇薬



# 粗大ごみの対処方法

自己搬入・戸別収集のいずれの場合も、**分別・分解**が必要です。受付できないものもありますので、「ごみ・資源分別一覧表」で確認して下さい。

## ●出し方について

### ①粗大ごみの自己搬入（小川地区衛生組合へ自己搬入）

事前に「搬入申込書」を記入すると、役場を経由せずに小川地区衛生組合へ搬入できます。

※ごみの発生場所と搬入者の住所が異なる場合は、その都度、農林環境課（第2庁舎・2階）で手続きが必要です。

#### 【小川地区衛生組合受付時間】

- ・午前9時から午前11時30分まで
- ・午後1時から午後4時まで

#### 【搬入申込書配布場所】

- ①農林環境課（第2庁舎・2階）
- ②活き生き活動センター（本庁舎西側）
- ③町ホームページ

#### 【注意事項】

- ・搬入される方は本人確認できるもの（免許証、保険証等）が必要です。
  - ・搬入申込書は、車1台につき1枚必要です。
- ※事前に必要事項を記入してください。
- ・搬入申込書はコピーしても使用できます。



「搬入申込書」  
QRコード

※役場や小川地区衛生組合のホームページからダウンロードできます。

### ②粗大ごみの有料戸別収集（毎月1回実施）

事前に農林環境課（第2庁舎・2階）又は活き生き活動センター（本庁舎西側）で申請すると、委託業者がご自宅まで収集に伺います。

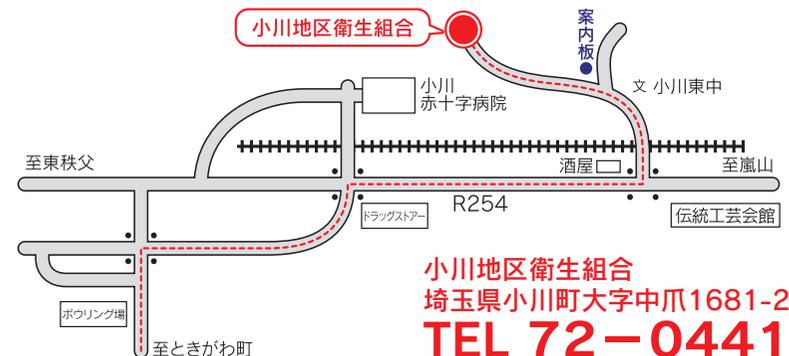
#### 【手続き方法】

農林環境課（第2庁舎・2階）又は活き生き活動センター（本庁舎西側）で申請して下さい。

（電話での受付はできません）

- ・1回の申し込みにつき、5品目まで申請可能です。
  - ・申し込みは毎月**第3水曜日**までの受付とし、収集は**第4水曜日**に行います。
- ※該当日が祝日の場合は変更になることがあります。
- ・有料収集となりますので、申請時に手数料をお持ち下さい。
- 各品目の料金は「ごみ・資源分別一覧表」で確認して下さい。

## ●案内図



# 木の枝・葉・刈草などの受入れについて（自己搬入）

## ●出し方について

事前に「刈草・剪定枝持込申請書」を記入すると、**役場を経由せずに**受入施設に搬入できます。

- ・受付対象：家庭の庭や、道路清掃など地域の公共の清掃活動で出た木の枝・葉・刈草など
- ・受付：毎月第2・第4火曜日
- ・受付時間：午前9時から11時まで  
午後1時から3時まで
- ・受付基準：直径5cm、長さ2mまで  
**※基準を超えるものは受入れできません**
- ・配布場所：【刈草・剪定枝持込申請書配布場所】  
①農林環境課（第2庁舎・2階）  
②町ホームページ
- ・受付不可：
  - ・とげのあるもの（ゆずやバラ、ピラカンサス等）
  - ・シュロ
  - ・木の根

### 案内図



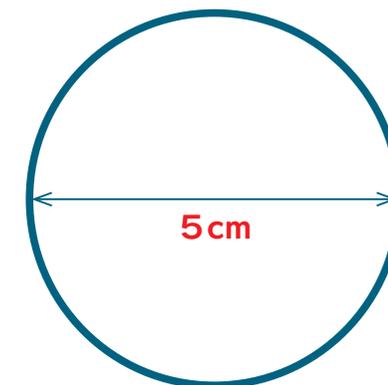
## 令和5年度受入れ日程表

月	受入れ日
4月	11日・25日
5月	9日・23日
6月	13日・27日
7月	11日・25日
8月	8日・22日
9月	12日・26日
10月	10日・24日
11月	14日・28日
12月	12日・26日
1月	9日・23日
2月	13日・27日
3月	12日・26日

※事業で発生したものは対象外です。



せん定枝の直径5cm目安

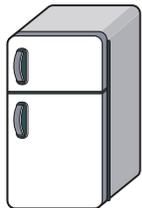
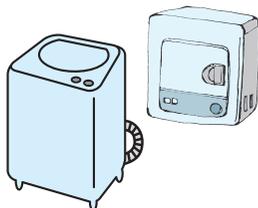


### < 注意点 >

この受入施設は今までごみステーションに出されていた、刈草や枝等の減量を目的としています。**山林や農地に生えた枝・葉・刈草の持込みはできません。**

- ・受入れした木の枝はチップ化するため、必ず木の枝と刈草を分別してから搬入して下さい。
- ・草についた土などをよく落としてから搬入して下さい。

## 家電4品目の処理について(テレビ・エアコン・冷蔵(凍)庫・洗濯機・衣類乾燥機)

テレビ	エアコン	冷蔵庫・冷凍庫 (ワインセラー含む)	衣類乾燥機・洗濯機
			
液晶式、プラズマ式も含む			

※家電4品目は、部品、分解したものも含め小川地区衛生組合に搬入できません。  
 ※詳しくは、家電リサイクル券センターでリサイクル料金の確認を行ってください。

### ●家電リサイクル法に該当する品目の処分方法●

#### 【処分方法】

- ①販売店に引き取りを依頼し、処分をしてもらう。  
(依頼の際はリサイクル料金が別にかかります)
  - ②町の許可業者に収集運搬を依頼し、回収してもらう。  
(依頼の際はリサイクル料金と運搬料金が別にかかります)
- |                |       |         |              |     |         |
|----------------|-------|---------|--------------|-----|---------|
| 嵐山運輸(株)        | 滑川町   | 53-6793 | (株)滑川環境保全    | 滑川町 | 56-4562 |
| (株)環境サービス      | 小川町   | 74-0231 | 新埼玉環境センター(株) | 嵐山町 | 62-8121 |
| (株)埼玉環境ソリューション | ときがわ町 | 65-5035 |              |     |         |
- ③郵便局でリサイクル料金を振り込み、家電製品をリサイクル券とともに、指定業者に搬入します。連絡先は以下の通り。

#### リサイクル料金確認先

家電リサイクル券センター  
 ☎ 0120-319640  
 URL: <http://www.rkc.aeha.or.jp/index.html>



- ④郵便局でリサイクル料金を振り込み、町が許可している収集運搬業者に依頼します。  
(依頼の際は運搬料金が別にかかります)

## 医療性廃棄物について

- 注射器・注射針・点滴パック等医療廃棄物ごみステーションに出すことは、非常に危険です。絶対に  
出さないで下さい!  
※まずは処方された医療機関にご相談下さい。

医療性廃棄物



## 家庭用パソコンの処分について

家庭用のパソコンは分解したものも含め、小川地区衛生組合には搬入できません。下記の方法で処分して下さい。

- リネットジャパン(株)による回収  
申込みをすると、希望した日時に宅配業者が自宅に伺い、パソコンや携帯電話などの小型家電の回収を行います。

#### 【申込み方法】

1. インターネットによる申し込み  
リネットジャパンリサイクル(株)の申し込みフォームからお申し込み下さい。
2. 専用窓口による申し込み  
問い合わせ専用窓口へお問い合わせ下さい。  
☎ : 0570-085-800

- 各メーカーに問い合わせるか、メーカーの分からないパソコンは、「パソコン3R推進協会」にお問い合わせ下さい。  
パソコン3R推進協会 ☎ : 03-5282-7685

## 事業系ごみの扱い

工場や商店、飲食店等の事業活動に伴って排出するごみ(事業系ごみ)は、事業者の責任において処理することになっています。ごみステーションには出せませんのでご注意ください。

事業系ごみは、町の許可業者に依頼するか、小川地区衛生組合に登録して、事前予約を行い、自己搬入する方法があります。自己搬入の場合10kg当り300円で有料となります。

なお、産業廃棄物は搬入できません。

詳しくは、小川地区衛生組合  
(TEL: 72-0441) へご相談下さい。

和食



## 各種補助金

### ●ときがわ産材を使用した生ごみ処理容器キエー口の助成について

キエー口とは、箱の中に黒土を入れ、バクテリアの働きで生ごみを分解する生ごみ処理器です。

サイズ：高さ70cm × 幅90cm × 奥行50cm程度

予定数：10基（先着順となります）

個人負担金：3,000円（キエー口本体のみ。黒土等は個人でご用意下さい。）

受付開始日：令和5年6月1日（木）

- 対象者：①町内に住んでいる方 ②町税等を完納している方  
③キエー口を良好な状態で維持管理できる方  
④生ごみ減量化に協力できる方  
⑤キエー口お渡し後、すぐに使用できる方

※生ごみ処理器の返品・交換はできません。



### ●資源回収実施団体奨励金

限度額：1回の回収につき15万円  
（年間30万円まで）

- 対象者：①町に登録した団体であること。  
②回収は、年1回以上行うこと。  
③地域住民により継続して実施すること。  
④古紙類等の回収を業としないこと。

品目		単位	単価
紙類	新聞紙	1 kg	5円
	雑誌		5円
	ダンボール		5円
布類		1 kg	5円
生ビン		1 本	5円
アルミ缶		1 kg	5円

※事前に「資源回収事業実施団体登録申請書」の提出が必要です。

### ●生ごみ処理器設置費補助金

- ・密閉式生ごみ処理容器……容積が10ℓ以上の大きさ
- ・コンポスト容器……容積が100ℓ以上の大きさ
- ・電気式生ごみ処理機……処理能力が1日1kg以上

注意点：①補助額は処理器1基につき購入価格の2分の1以内  
限度額は、①密閉式生ごみ処理器 3,000円  
②コンポスト容器 5,000円  
③電気式生ごみ処理機 20,000円

②同一年度内に申請できるのは1基のみ

③補助対象は新品購入されたもの

④密閉式生ごみ処理容器とコンポスト容器は併せて申請可能

⑤電気式生ごみ処理機は他と併せての申請はできません。



#### ＜申請時に必要なもの＞

- ①印鑑 ②振込口座のわかるもの ③領収書 ④仕様のわかるもの

### ●住宅用太陽光発電システム設置費補助金

クリーンエネルギーの普及を促進し、地球環境への負荷軽減を図るため、住宅用太陽光発電システムの設置に、補助金を交付します。

補助金：太陽電池容量の値に、20,000円を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）で、6万円が限度額

対象者：自らの居住する住宅及びその住宅に附属する建物に太陽光発電システムを設置される方、又は当該システムの設置された新築の住宅を購入する方



### ●薪ストーブ設置事業費補助金

脱炭素社会の実現に向け、環境負荷の少ない自然と調和した循環型社会を目指し、併せて町内の豊富な森林資源のエネルギー利用を推進し、町産木材の地産地消を促進するため、補助金を交付します。

注意事項：薪ストーブ設置工事の『着工前』又は薪ストーブ付き住宅の『引き渡し前』に申請して下さい。

補助金：薪ストーブの本体購入経費及び設置に要する経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の額は切り捨てる。）以内とし、10万円が限度額

- 対象者：①自ら居住するために町内に薪ストーブ付き住宅を新築する者又は薪ストーブ付き新築住宅を購入する者  
②自ら居住する町内の住宅に建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する建築確認を伴う増改築を行い、かつ、当該増改築箇所に薪ストーブを購入し設置する者  
③町内に事務所を有する法人又は個人事業者で、町内に薪ストーブ付き事業所を新築する者  
④町内に事務所を有する法人又は個人事業者で建築基準法に規定する建築確認を伴う増改築を行い、かつ、当該増改築箇所に薪ストーブを購入し設置する者  
⑤薪ストーブを建築基準法その他の関係法令を基に設置できる者  
⑥市町村税等を完納している者

### ●自家用飲料水水質検査補助金

公営水道以外の自家用飲料に供する飲料水について水質検査を行った場合に補助金を交付します。

対象者：ときがわ町住民

補助金：1検査当り2,000円が限度額（1世帯につき年2回以内）

## 廃棄物・浄化槽許可業者等

### ●ときがわ町一般廃棄物収集運搬・浄化槽清掃許可業者

種類	事業所名	所在地	電話
一般廃棄物	嵐山運輸(株)	滑川町	53-6793
	(株)環境サービス	小川町	74-0231
	(株)埼玉環境ソリューション	ときがわ町	65-5035
	(株)滑川環境保全	滑川町	56-4562
	新埼玉環境センター(株)	嵐山町	62-8121
三層枿清掃	笹沼商事(株)	坂戸市	049-281-4420
浄化槽清掃	小川清掃(株)	小川町	72-2119
	(有)クリナス	小川町	73-1477
	(有)ウェイスト	嵐山町	62-2205
	(株)滑川環境保全	滑川町	56-4562
し尿汲取り	小川清掃(株)	小川町	72-2119

◎事前に、汲取り券を販売所で購入しておいて下さい。

### ●ときがわ町内汲取り券販売所

取扱店	所在地	電話
役場本庁舎税務会計課 (会計担当)	玉川	65-1521
角丸石油	玉川	65-0108
芦沢商店	玉川	65-1865
野原営業所	五明	65-0315
鹿山油店	番匠	65-0058
役場第2庁舎商工観光課	桃木	65-1521
建具会館	西平	67-0049

※1タル (36リットル) 380円

## 野外でごみを燃やすことは、禁止されています。

適正な焼却炉を使わない焼却は法律で禁止されています。

一般家庭にある簡易な（ブロックやレンガ製など）焼却炉やドラム缶などは、ダイオキシン類などを発生させない構造基準でないため、適正な焼却炉ではありません。

こうした不適正な焼却炉を含めた野外でごみの焼却を行うことは、禁止されています。

**ごみは燃やさないで、ごみステーションに出してください。特にプラスチック系の材質のごみを燃やした場合、臭いや煙が発生し、苦情の原因にもなります。**



また、事業所で設置している適正な焼却炉（県に届出されているもの）でも、定められた使い方をしないと黒煙が発生しますので、ご注意ください。

【例外的に認められる行為の例】

- ・農業や林業を営むためにやむを得ない焼却
  - ・たき火やその他日常生活を営む上で行われる軽微な焼却（たき火、焼きいも、キャンプファイヤー等の娯楽を含む行為）
- ※いずれも植物を焼却するものでビニールなどの焼却は禁止です。  
※消防署に揚煙届を提出してください。



**【注意】 やむを得ない焼却であっても煙や臭いなどを発生させることから洗濯物や室内に煙の臭いがつくなど近隣住民の迷惑や苦情の原因になることもあります。**

焼却する場所の周囲の状況や風向きなどを考えて他の方に不快感を与えないように行ってください。

**野外焼却は犯罪です。違反した場合は法律で罰せられます。**

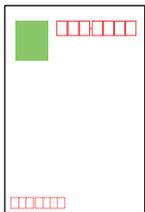
### 資源物の持ち去り禁止

町の条例で、ごみ・資源ステーションに出された新聞紙やダンボール、アルミ缶等の資源物は、町に所有権があり、町の収集委託業者以外の者が持ち去った場合は、窃盗罪になります。もし、持ち去りを見かけた方は、農林環境課又は小川警察署 (TEL 74-0110) へご連絡をお願いいたします。

## 『雑がみ』 (毎週水曜日に出すもの) へ

## 『可燃ごみ』 (毎週火・金曜日に出すもの) へ

はがき

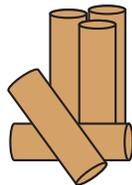


紙袋



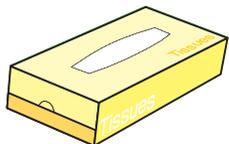
持ち手部分が紙製以外の場合は取り外して出す

トイレトペーパーの芯



つぶして出す

ティッシュ箱



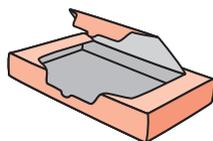
折りたたんで出す  
ピニール部分は資源プラへ

封筒



窓付き封筒の場合  
ピニール部分を取り外して出す

お菓子の箱



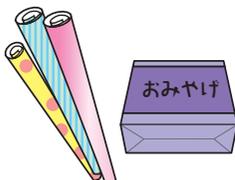
折りたたんで出す

ノート・雑誌



ひもでしばって出す

包装紙



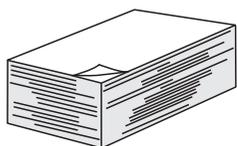
おみやげやプレゼントの  
包装紙

メモ用紙・カレンダー



紙以外の部分は外して出す

コピー用紙



封筒や袋等に入れてしばって出す

たまごの紙ケース



●雑がみの資源化にご協力ください  
可燃ごみの中に資源として出せる紙類が多量に含まれています。  
それを資源物として出すこと  
によって町からの支出を減らすことができ、町の収入につながります。資源化へのご協力をお願いします。  
※雑がみに見えても資源化できないものもあります。分類表を参考にしてください。

汚れた紙



食品汚れが付着した紙  
使用済ペーパータオル等

感熱紙



レシート  
ファックス用紙等

アイスのカップ等



防水加工されている紙  
紙コップ等

写真



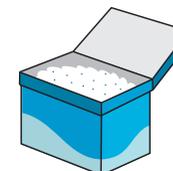
写真用紙

粘着物



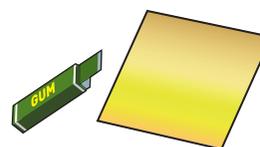
シール、ふせん紙  
圧着はがき等

匂い付きの紙



洗剤の箱、線香の箱  
香水試供品付の雑誌等

金紙・銀紙



折り紙の金紙・銀紙  
ガムやたばこの銀紙等

カーボン紙



ノーカーボン紙裏カーボン紙等  
複写伝票や領収書

シュレッダー紙



緩衝材



靴やカバンの詰め物

紙おむつ



これらは、紙をリサイクルする際に色のむらやしみ、臭いの原因になったり、機械を故障させる原因になりますので可燃ごみとして出してください。